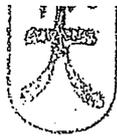


| | 御意見の概要 | 厚生労働省の回答 |
|----|--|---|
| 44 | 第7条第1項の厚生労働省令で定める月齢は零月とし、「都道府県知事又は保健所を設置する市の長は、プリオンの蓄積量が検出限界以下と見られる20ヶ月齢以下は牛海綿状脳症に係る検査から除外できる」という旨の除外規定を新設する。牛海綿状脳症対策特別措置法によるBSE検査の目的は、BSE感染牛の摘発にあるのですから、全頭検査が望ましいのです。しかし、日本の飼料規制の実効性と技術的限界からみて2005年3月現在、20ヶ月齢以下のBSE感染牛は検出できないであろうと評価できるに過ぎません。したがって、条文も牛海綿状脳症に係る検査の対象となる牛の月齢を零月とし、プリオンの蓄積量が検出限界以下みられる月齢は検査除外が可能であるとするのが、適切です。 | 食品安全委員会の答申の結論部分において、「全頭検査した場合と21ヶ月齢以上検査した場合、いずれにおいても「無視できる」～「非常に低い」と推定されています。定量的評価による試算でも同様の推定が得られています。これらの結果から、検査月齢の線引きがもたらす人に対するリスクは、非常に低いレベルの増加にとどまるものと判断される」とされています。なお、答申本文においては、「全頭検査から21ヶ月齢以上の牛に変更した場合、20ヶ月齢以下で検出限界を超えたBSE感染牛が存在しない場合にはリスクは変化しない。一方、存在する場合には、リスクの増加は否定できないが、食肉のBSEプリオン汚染率は「非常に低く」その汚染量は「無視できる」～「非常に少ない」と考えられる」とされています。したがって、現行の飼料規制が2001年10月から実施されて以来、相当期間が経過している状況等から考えると、2003年7月以降に生まれた牛の中に、20ヶ月齢以下の段階で検出限界を超えるBSE感染牛がいることはゼロと断定することはできませんが、極めて考えにくいレベルのもの、と受け止めています。厚生労働省としましては、検査対象月齢の見直しに当たって、食品安全委員会の科学的な評価結果を踏まえて適切に対応いたします。 |
| 45 | 食肉処理場において危険部位除去を「完全に」行うことは無理であることを行政は認め、危険部位の除去率を科学的に調査すべきである。 | SRMの管理については、定期的に調査を行い公表ごひょうしているところです。 |
| 46 | 詭弁を弄し、自国の経済論だけで輸入再開を迫る米国や、安全性などお構いなしで政府に圧力をかけようとする外食産業界に屈することなく、国民の食の安全のために万全の対策をとられるよう強く要望するものであります。 | BSE対策については、他の食品安全対策と同様、科学的合理性を基本として判断すべき問題と考えており、昨年9月に食品安全委員会においてとりまとめられた、BSE国内対策に関する評価・検証に沿って、同年10月15日に全頭検査を含む国内対策の見直しについて食品安全委員会に諮問し、本年5月6日に食品安全委員会から答申を受けたところです。厚生労働省といたしましては、検査対象月齢の見直しに当たって、食品安全委員会の科学的な評価結果を踏まえて対応しているところです。 |
| 47 | この一部改正(案)提案と機を一にして、5月24日貴省は農林水産省とともに米国産及びカナダ産牛肉の輸入再開の条件ともいうべき、国内産牛肉と米国産・カナダ産牛肉の「同等性」を食品安全委員会に諮問しました。この一部改正(案)と米国産牛肉輸入再開がリンクしているとひろく認識されていることをどのように考えているのか、見解を求めます。 | 米国産牛肉の輸入再開問題については、評価すべき対象が異なるものであるため、国内対策の見直しとは独立して評価されるべき問題であると考えています。20ヶ月齢以下の牛に由来する牛肉に限定するという輸入条件は、昨年10月23日に日米局長級協議において示された一定の条件・枠組みの一つであり、食品安全の確保には検査は不要であるという米国側主張と、検査は必要であるという我が国の主張の双方が考慮された結果、食品安全委員会による審議を含む日米それぞれの国内承認手続きを条件に、認識の共有が行われたものです。なお、米国及びカナダ産牛肉の輸入再開については、一定の条件を満たす米国及びカナダ産牛肉に関し国産牛肉と同等の安全性が確保されているかについて、食品安全委員会へ諮問したものです。今後、食品安全委員会において、国民の健康保護の観点から、科学的知見に基づき評価いただけるものと考えており、厚生労働省としては、その評価を踏まえて対応します。 |
| 48 | なぜ、国民の食生活を脅かすような改正をおこなうのでしょうか。アメリカ追従政策はどこまでいっても止まることはないのでしょうか。国内では、全頭検査を続けていくのに、アメリカ輸入牛だけはスクリーニング検査対象月齢を21月以上とすることは、ねじれ現象とともに消費者にとって、ますます不安を増長させることとならないのでしょうか。確実な安心安全を確保できることが、証明できて初めて対応を考えることができるのではないのでしょうか。安全対策を確立すること、アメリカにはより安心できる政策を確立してもらわなくては施行規則の改正は行うべきではありません。 | |

| | 御意見の概要 | 厚生労働省の回答 |
|----|--|---|
| 49 | 改正案21ヶ月に対しては年齢判別法が確立できた場合に対し了承する。現状、年齢管理体制、ルーチン、検査方法が何ら明確にされておらず、これら確立されるまでは輸入は絶対反対である。 | |
| 50 | アメリカの圧力に負けて、安全性を確認できない牛肉を輸入しないでほしい。 | |
| 51 | 厚生労働省は検査対象月齢を20ヶ月にしているがOIE基準の緩和等でアメリカは30ヶ月齢以上を主張しています。今、輸入を再開したならば国際基準を盾に規制緩和を迫ってくるに違いありません。国民の健康、安心、安全を第一に考えてください。輸入再開は時期尚早だと思います。 | |
| 52 | 正直アメリカの検査自体不安があるので、日本で全頭検査すべき。 調査スタッフを派遣するなり生きてまま輸入するなりして。最低でもアメリカが検査しない牛は検査すべきだ。 そうでなければ絶対確実に国産牛といえるもの以外、怖くて牛肉自体食えなくなる。 牛肉業界全体にも以前のBSE騒動を越える被害が出るかと。 | 米国においては、BSE発生リスクが極めて低いとして、 ① BSEサーベイランス検査と② 30ヶ月齢以上の牛からの中枢神経系のSRM(特定危険部位)の除去を実施していますが、日米BSE協議においては、米国の国内措置では国内と同等の安全性が確保されていると確認することが困難であることから、両国のBSE対策に関する技術的・専門的視点からの議論を経て、牛肉輸出証明プログラムを上乗せ措置として設けることとし、昨年10月23日、第4回日米局長級協議において、食品安全委員会による審議を含むそれぞれの国内の承認手続きを条件に、貿易再開について認識を共有したものです。 |
| 53 | 米国産牛肉は、検査体制や特定危険部位の除去、飼料規制、生産・流通履歴が不明確であるなど、日本に比べて不十分な対策のままとなっており、日本が求めている汚染状況等の情報開示にも非協力的です。 | |
| 54 | 扁桃はSRMの一つとして含まれていますが、現在のところ、舌扁桃は除去されず、食用の牛舌として流通されています。舌扁桃については、改めて除去を徹底する措置を講じられることを要望します。 | 扁桃については、特定危険部位(SRM)である頭部の一部として、除去、焼却を義務付けているところです。と畜場の現場においては、舌を頭部から分割する際に、扁桃を頭部側に残して切除しており、と畜場に常駐する、と畜検査員がその確認を行っています。なお、と畜場における扁桃の適切な除去について、関係者に対する指導について都道府県等に通知したところです。 |
| 55 | 今回の意見募集は、「広く御意見を募集」するということですが、ホームページの深いところにひっそりと募集広告があるだけで、「広く」といえるのでしょうか。確かに、インターネットは不特定多数の人が閲覧することが可能ですが、アリバイ作りをしているに過ぎないとか考えられません。たとえば、プレスリリースとして、報道機関に流すくらいのことは実施してもいいと思います。 | 今回のパブリックコメントについては、BSE問題に対する国民の関心の高さを考慮し、プレスリリースを行いました。おかげさまで、多くの意見をいただくことができました。御協力ありがとうございました。 |
| 56 | 牛月齢の計算方法については様々な見解があり、現場での混乱を避けるため、今回対象月齢が特定されることとなれば、その計算方法について明確化され付記されますよう、よろしくお願いいたします。 | 月齢については「満月齢」を使用し、月齢の日数カウントは「と畜日」となります。 |



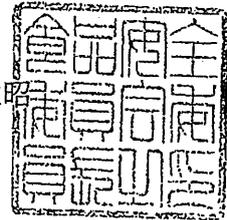
府食第459号
平成17年5月6日

厚生労働大臣

尾辻 秀久 殿

食品安全委員会

委員長 寺田 雅昭



食品健康影響評価の結果の通知について

平成16年10月15日付け厚生労働省発食安第1015001号をもって貴省から当委員会に対して意見を求められた我が国における牛海綿状脳症（BSE）対策に係る食品健康影響評価の結果は別添のとおりですので、食品安全基本法（平成15年法律第48号）第23条第2項の規定に基づき通知します。

なお、本件に関して行った国民からの意見・情報の募集においては、多くの意見・情報が寄せられましたが、リスク管理にかかわるものも多くありましたので、意見・情報及びそれに対する回答をまとめたものを添付します。貴省におかれましては、今後の施策の実施に当たっては、これらの意見・情報を踏まえ、適切に対応されることを期待します。

また、貴省におかれましては、今後、この食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施に当たっては、リスク管理機関として、国内において積極的かつ十分なリスクコミュニケーションに努めるとともに、国際的にも我が国の考え方を明らかにしていくなど適切に対処していくことが重要であると考えますので、併せて申し伝えます。

我が国における牛海綿状脳症（BSE）対策に係る食品健康影響評価

平成17年5月

食品安全委員会

| 目次 | 頁 |
|--|----|
| 1 はじめに | 4 |
| 1. 1 経緯 | 4 |
| 1. 2 審議開始にいたるまでの主な議論 | 5 |
| 1. 2. 1 「中間とりまとめ」案の座長及び座長代理一任後の 検討の経緯 | 5 |
| 1. 2. 2 諮問の内容に関する主な議論 | 5 |
| ①BSE 検査月齢の見直し | |
| ②トレーサビリティ | |
| ③飼料規制 | |
| ④ SRM 除去とピッシング | |
| 1. 3 審議の基本方針 | 6 |
| 2 リスク評価に関する基本的考え方 | 7 |
| 2. 1 考え方のモデル | 8 |
| 2. 2 主な論点 | 8 |
| ①飼料規制の実効性 | |
| ②BSE 検査 | |
| ③SRM 除去 | |
| ④ピッシング | |
| 3 諮問項目に関する評価と見解 | 10 |
| 3. 1 定性的リスク評価 | 10 |
| 3. 1. 1 定性的リスク評価の考え方 | 10 |
| 3. 1. 2 定性的リスク評価の具体的方法 | 11 |
| 3. 1. 2. 1 食用牛の BSE プリオン蓄積度に関する項目 | 11 |
| 3. 1. 2. 1. 1 侵入リスク | 11 |
| 3. 1. 2. 1. 2 飼料規制 | 12 |
| 3. 1. 2. 1. 3 BSE プリオンの体内分布 | 13 |
| 3. 1. 2. 1. 4 疑似患畜の検査 | 13 |
| 3. 1. 2. 1. 5 死亡牛の検査 | 13 |
| 3. 1. 2. 2 食肉のプリオン汚染度に関する検討項目 | 14 |
| 3. 1. 2. 2. 1 SRM除去／汚染防止 | 14 |
| 3. 1. 2. 2. 1. 1 スタンニング | 14 |
| 3. 1. 2. 2. 1. 2 ピッシング | 14 |

| | | |
|------------------|------------------------------------|----|
| 3. 1. 2. 2. 1. 3 | SRM除去 | 14 |
| 3. 1. 2. 2. 1. 4 | せき髄組織の飛散防止 | 14 |
| 3. 1. 2. 2. 1. 5 | 衛生標準作業手順 (SSOP) | 15 |
| 3. 1. 2. 2. 2 | と畜検査 | 15 |
| 3. 1. 2. 2. 2. 1 | ELISAテスト | 15 |
| 3. 1. 2. 2. 3 | その他 | 15 |
| 3. 1. 2. 2. 3. 1 | トレーサビリティ | 15 |
| 3. 1. 2. 2. 3. 2 | 検査陽性牛の排除 | 15 |
| 3. 1. 3 | BSE検査対象月齢の見直しに伴う定性的リスク評価 | 15 |
| 3. 1. 4 | 今回のリスク評価における課題 | 17 |
| 3. 2 | BSE検査月齢の見直しにかかわる定量的リスク評価の試算 | 17 |
| 3. 2. 1 | 暴露リスクの面からの評価 | 17 |
| 3. 2. 1. 1 | 評価モデル | 18 |
| | (1) 定量的評価のためのモデル1 (汚染牛レベル) | |
| | (2) 定量的評価のためのモデル2 (人の暴露リスク) | |
| 3. 2. 1. 2 | 日本におけるBSE汚染 | 21 |
| 3. 2. 1. 2. 1 | 飼料規制前 (1996年から2001年まで) | 22 |
| 3. 2. 1. 2. 2 | 飼料規制後 (2001年10月から2003年7月まで) | 23 |
| 3. 2. 1. 3 | 日本におけるBSEの人への暴露リスク (2005年) | 24 |
| 3. 2. 1. 3. 1 | 感染価に関する考え方 | 24 |
| 3. 2. 1. 3. 2 | BSE検査とSRM除去により 低減される暴露リスク | 25 |
| 3. 2. 1. 3. 3 | BSE検査を21ヶ月以上とした場合の BSEの人への暴露リスク | 25 |
| | リスク評価—シナリオ—1 | |
| | リスク評価—シナリオ—2 | |
| 3. 2. 2 | 定量的リスク評価による検査月齢の見直しに関する見解 | 27 |
| 3. 3 | SRM除去によるリスク低減効果に関する見解 と畜解体法の実態 | 28 |
| 3. 4 | 飼料規制に関する見解 | 29 |
| | ①輸入飼料に係る交差汚染の防止 | |
| | ②販売業者における規制の徹底 | |

| | |
|---|-----|
| ③牛飼育農家における規制の徹底 | |
| 3. 5 BSE に関する調査研究の一層の推進 | 3 0 |
| 4 結論 | 3 1 |
| 5 おわりに | 3 2 |
| <u>参考文献</u> | 3 3 |
| 6 (参考)「今後のために」 | 3 6 |
| 6. 1 SRM 除去によるリスク低減効果の準定量的リスク評価モデル (私案) | 3 6 |
| 定量的暴露リスクの考え方 (モデル) | |
| 6. 2 飼料規制によるリスク低減効果の準定量的リスク評価モデル (私案) | 3 8 |
| 飼料に関する定量的リスク回避の考え方 (モデル) | 3 8 |
| 飼料に関するリスク回避の定量的評価の考え方 (モデル-1) | 3 9 |
| 飼料に関するリスク回避の定量的評価の考え方 (モデル-2) | 4 0 |

1 はじめに

1. 1 経緯

本調査会は、我が国における牛から人への牛海綿状脳症（BSE：Bovine Spongiform Encephalopathy）プリオンの感染リスクの評価及びリスク対策による低減効果等を検討する目的で、我が国における BSE 対策全般について検証した。その結果を、昨年 9 月に「中間とりまとめ」¹⁾として公表するとともに、厚生労働省及び農林水産省に通知した。

厚生労働省及び農林水産省は、この「中間とりまとめ」を受けて BSE 対策の見直しについて検討を行い、①と畜場における BSE 検査、②特定危険部位（SRM：Specified Risk Material）の除去の徹底、③飼料規制の実効性確保の強化、④BSE に関する調査研究の一層の推進の 4 項目について BSE 対策の見直しをとりまとめた。

その後、食品安全委員会は、厚生労働省及び農林水産省より、食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 24 条第 1 項 13 号及び同条第 3 項の規定に基づき、我が国における BSE 対策に係る食品健康影響評価（同法第 11 条第 1 項）について意見を求められた²⁾（平成 16 年 10 月 15 日、関係書類を接受）。

食品安全委員会ではプリオン専門調査会などにおける議論の参考とし、また広く関係者の意見を議論に反映させていくため、両省から意見を求められて以降、厚生労働省、農林水産省、都道府県などの協力を得て、全国各地で意見交換会を実施し、これまでに 47 都道府県 50 会場で意見交換会を開催した³⁾。

全国各地の意見交換会の中で、SRM 除去や飼料規制の徹底、BSE 検査技術や発症メカニズム等の調査研究の推進を望む声があったほか、BSE 検査の月齢の見直しに関しては、BSE の科学的不確実性や BSE に対する不安、牛肉消費に対する懸念等から全頭検査の継続を支持する意見と、全頭検査から 21 ヶ月齢以上の牛への検査対象見直しを支持する意見に分かれた。さらに、意見交換会を通して我が国の BSE リスクについて理解できたとする意見や米国産牛肉の輸入問題については、食品安全委員会で中立公正にリスク評価を行うべきであるという意見があった。

プリオン専門調査会の「中間とりまとめ」での審議の際、BSE 検査における検出限界に関する議論がなされた。と畜場の全頭検査で 21、23 ヶ月齢という非常に若い牛で陽性例が見られたこと、しかし 20 ヶ月齢以下の牛では陽性例は見られなかったことが議論された。科学的に月齢の線引きが困難であるため、結論では事実を記載するにとどめた。今回の諮問においては、リスク管理の観点から、20 ヶ月齢という線引きで BSE 検査を見直すことに関する諮問も含まれている。